

DCMホールディングス株式会社による株式会社エンチャーの株式取得
に関する審査結果について

令和7年8月29日
公正取引委員会

公正取引委員会は、DCMホールディングス株式会社（法人番号4010701019160）（以下「DCMホールディングス」という。）による株式会社エンチャー（法人番号7080101008234）（以下「エンチャー」という。また、DCMホールディングス及びエンチャーを併せて「当事会社」という。）の株式取得（以下「本件行為」という。）について、DCMホールディングスから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、同社に対し、本日、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の概略については別紙参照）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話	03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/